

監視計画

各施設が供用を開始した後、周辺の大気、騒音、振動、悪臭、水質及び土壌について監視を行う。

- 大気質は、各煙源における排出ガス濃度等の監視を行うとともに、市内の一般大気測定局で常時監視を行う。
- 騒音及び振動は、周辺地域において1回/年の測定を実施する。
- 悪臭は、周辺地域において2回/年の測定を実施する。
- 水質は、周辺公共用水域において2回/年の測定を実施する。
- 土壌は、周辺地域において1回/年の測定を実施する。
- ダイオキシン類についても調査を実施する。

また、注目すべき植物種については、移植等を行い、定期的に生育状況を確認する。 注目すべき動物については、環境共生型緑地を中心に生息確認調査を行う。 なお、建設工事に伴う水質汚濁、騒音、振動防止等について監視指導を行う。